

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学経営協議会規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第5号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 <u>2</u>人</p> <p>三 学長が指名する部局長 <u>6</u>人以内</p> <p>四 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9人</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項第2号の委員は、総務担当副学長及び広報・国際担当副学長をもって充てる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>第4条～第8条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 理事 <u>4</u>人</p> <p>三 学長が指名する部局長 <u>4</u>人以内</p> <p>四 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9人</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則 (23経規程 第15号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。